

山梨県公報

第五百九号

令和六年

十月十日

木曜日

目次

○指定納付受託者の指定……………四〇三

○急傾斜地崩壊危険区域の指定……………四〇三

○建築基準法に基づく道路位置指定……………四〇四

公 告

○県民栄誉賞……………四〇四

○大規模小売店舗の施設の配置に関する事項等の変更の届出……………四〇四

○公聴会の実施……………四〇五

公安委員会

○山梨県警察行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則第三条……………四〇五

告 示

山梨県告示第二百四十二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二の三第一項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定した。

令和六年十月十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地 S Bペイメントサービス株式会社 東京都港区海岸一丁目七番一号

二 指定納付受託者を指定した日 令和六年九月二十日

三 指定納付受託者に代理納付させる歳入 クレジットカード、電子マネー又はQR

コード決済を利用して納付する山梨県立博物館の使用料

四 指定納付受託者が代理納付の対象とするクレジットカード、電子マネー又はQR

コード決済の種類

1 次に掲げるブランドマークが付されたクレジットカード

(一) VISA

山梨県公報 第五百九号 令和六年十月十日

(一) Mastercard

(二) 総務

2 次に掲げる電子マネー

(一) 交通系IC

(二) iD

(三) WAON

3 次に掲げるQRコード決済

(一) PayPay

(二) au PAY

(三) d払い

(四) メルペイ

(五) 楽天ペイ

(六) Alipay

(七) WeChat Pay

(八) 銀聯QR

五 指定納付受託者に代理納付させる期間 令和六年九月二十一日から令和七年三月三十一日まで

山梨県告示第二百四十三号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面は、山梨県国土整備部砂防課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)に備え置いて縦覧に供する。

令和六年十月十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

急傾斜地崩壊危険区域

山梨県大月市梁川町綱ノ上字福徳の区域内の土地のうち、次の一点から十五点までを順次結んだ線及び一点と十五点を結んだ線に囲まれた土地の区域(昭和五十六年六月二十四日建設省告示第十二百号で指定した同号九に掲げる土地の区域を除く。)

番号 座標

網の上 一点 北緯三五度三六分一〇秒五一六一

二点	東経一三九度〇二分二七秒二〇八一 北緯三五度三六分一〇秒四九五九
三点	東経一三九度〇二分二七秒四二六〇 北緯三五度三六分一〇秒〇一八二
四点	東経一三九度〇二分二七秒三二八八 北緯三五度三六分〇九秒七八四七
五点	東経一三九度〇二分二七秒四九二六 北緯三五度三六分〇九秒三五一七
六点	東経一三九度〇二分二八秒一〇〇八 北緯三五度三六分〇九秒〇五八九
七点	東経一三九度〇二分二八秒三九九六 北緯三五度三六分〇八秒八五八六
八点	東経一三九度〇二分二八秒五五八八 北緯三五度三六分〇八秒三六八六
九点	東経一三九度〇二分二七秒七七四九 北緯三五度三六分〇八秒九五七九
十点	東経一三九度〇二分二七秒〇三四七 北緯三五度三六分〇九秒一八一四
十一点	東経一三九度〇二分二七秒一四九四 北緯三五度三六分〇九秒三四八四
十二点	東経一三九度〇二分二七秒三三三六 北緯三五度三六分〇九秒五九七〇
十三点	東経一三九度〇二分二七秒一四一六 北緯三五度三六分〇九秒六七〇八
十四点	東経一三九度〇二分二七秒〇一三一 北緯三五度三六分〇九秒六五二二
十五点	東経一三九度〇二分二六秒八六七八 北緯三五度三六分一〇秒一九四〇
	東経一三九度〇二分二七秒〇〇七三

山梨県告示第二百四十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所

（峡北支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。
令和六年十月十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 指定の年月日 令和六年十月四日
- 二 指定道路の位置 韮崎市中央町千五百五十六番一
- 三 指定道路の幅員 六・〇メートル
- 四 指定道路の延長 四十二・四五メートル

公 告

● 県民栄誉賞

山梨県県民栄誉表彰規則（昭和六十三年山梨県規則第四号）に基づく県民栄誉賞受賞者は、次のとおりである。
令和六年十月十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

氏名 文田健一郎
業績 第三十三回オリンピック競技大会レスリング競技において、金メダル獲得という輝かしい成績を収めた。

氏名 舟久保遥香
業績 第三十三回オリンピック競技大会柔道競技において、銀メダル及び銅メダル獲得という輝かしい成績を収めた。

氏名 平野美宇
業績 第三十三回オリンピック競技大会卓球競技において、銀メダル獲得という輝かしい成績を収めた。

● 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項等の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。
令和六年十月十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 届出者

氏名又は名称及び法人にあっては 住所

代表者の氏名	
株式会社イリックス 代表取締役 入倉要	山梨県甲府市中央二丁目十二番三十七号

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(一) 名称 ヤマダアウトレット館甲府店
(二) 所在地 山梨県甲府市蓬沢町千三十六ー一
- 2 変更しようとする事項

変更事項	変更前	変更後
駐車場の位置及び収容台数	位置 届出の図面のとおり 収容台数 百五十七台	位置 届出の図面のとおり 収容台数 八十四台
廃棄物等の保管施設の位置及び容量	位置 届出の図面のとおり 容量 百七十一立方メートル	位置 届出の図面のとおり 容量 六十立方メートル
駐車場の自動車の出入口の数及び位置	数 五箇所 位置 届出の図面のとおり	数 三箇所 位置 届出の図面のとおり

- 3 変更する年月日 令和七年五月二十八日
- 届出年月日 令和六年九月二十七日
- 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 縦覧期間 この公告の日から令和七年二月十日まで

● 公聴会の実施

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

令和六年十月十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 開催期日 令和六年十一月七日（木）午後七時
- 二 開催場所 甲府市青沼三丁目五番四十四号 リッチダイヤモンド総合市民会館
- 三 聴こうとする案件 甲府都市計画道路（大手二丁目浅原橋線）の変更について
- 四 意見書の提出先 甲府市貢川二丁目一番八号 中北建設事務所都市整備課
- 五 意見書の提出方法 直接持参し、又は郵送すること。
- 六 意見書の提出期限 令和六年十月二十四日（木）
- 七 都市計画の案の概要 案の概要については省略し、県土整備部都市計画課、中北建設事務所及び甲府市都市計画課において縦覧に供する。
- 八 その他必要な事項 意見書が提出されない場合は、公聴会の開催を中止する。

公安委員会

山梨県警察本部長告示第三十六号

山梨県警察行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則第三条第二項ただし書に規定する措置（令和三年山梨県警察本部長告示第二十一号）の一部を次のように改正し、令和六年十月二十一日から適用する。

令和六年十月十日

山梨県警察本部長 小 柳 津 明

三を次のように改める。

三 申請等を行った者を確認するための措置

規則第三条第二項ただし書に規定する措置は、次のとおりとする。

- (1) 別表第一の上欄に掲げる法令等の同表下欄に掲げる規定に基づく申請等を行う場合において、不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この(1)において同じ。）の送信（公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信を除く。）の用に供される電気通信設備のうち当該申請等の用に供する部分（以下この(1)において「申請部分」という。）をインターネットにおいて識別することができる文字、番号、記号その他の符号であって、申請等を行う者の電子メールアドレス（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第三号に規定する電子メールアドレスをいう。）ごとに異なるものとなるように、有効期間を定めて割り当てられるもの（以下この(1)において「ワンタイムURL」という。）を受信し、当該ワンタイムURLを用いて申請部分に接続する措置とする。
- (2) 別表第二の上欄に掲げる法令等の同表下欄に掲げる規定に基づく申請等を行う場

合において、あらかじめ付与された識別符号及び暗証符号を用いて申請部分に接続する措置とする。

(3) 規則第九条第一項に規定する措置は、別表第一及び別表第二の上欄に掲げる法令等の同表下欄に掲げる規定に基づく申請等を行う場合において、規則第三条第一項の規定により氏名又は名称を入力し、又は送信する措置とする。

附則の次に別表として次の二表を加える。

別表第一

法 令 等	規 定
一 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）	第四十五条第一項 第四十九条の五 第七十四条の三第五項 第七十八条第一項 第七十八条第四項 第七十八条第五項
二 道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）	第五条第一項 第八条第一項 第八条の五第一項
三 山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）	第六条第一項 第六条の三第二項 第二十五条第三項
四 災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）	第三十三条第一項
五 警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）	第九条 第十条第一項 第十六条第二項 第十六条第三項 第十七条第二項

六 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成三年国家公安委員会規則第四号）	第十七条第一項
七 古物営業法施行規則（平成七年国家公安委員会規則第十号）	第十四条の二
八 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）	第八条第一項
九 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）	第十条第三項

別表第二

法 令 等	規 定
遺失物法施行規則（平成十九年国家公安委員会規則第六号）	第二十六条 第二十八条第二項及び第三項（第一号イ及び第二号イを除く。） 第三十一条第一項 第三十二条 第三十三条第一項 第四十一条